

福島県保育補助者雇上費貸付要領

(目 的)

第1 この実施要領は、保育士の業務負担の軽減等、雇用管理改善や労働環境改善に取り組んでいる保育事業者へ、保育士資格を持たない保育補助者の配置の雇上に必要な費用補助を行うことで、保育人材を確保することを目的にする。

(実施主体)

第2 この保育補助者雇上費に係る貸付は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(貸付対象)

第3 貸付の対象は県内の以下のいずれかの要件を満たす施設及び事業者（以下、「施設等」という）とする。

(1) 新たに保育補助者の雇上げを行う以下の施設等

- ① 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園。ただし、地方公共団体が運営するものを除く。
- ② 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者。
- ③ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う者。
- ④ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業（（3）ケにおいて「企業主導型保育事業」という。）を行う者

(2) 前項に規定する施設等のうち、次のいずれかの条件に該当する場合は既に雇用している保育補助者を例外的に対象とすることができる。

- ① 既に雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画がある場合。
- ② 貸付を受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組み、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること。
- ③ 貸付を受けようとする施設等の保育士の平均勤続年数が11年以上であること。

(3) 保育補助者雇上費貸付金の貸付対象者は、以下の①から⑥に定める要件を備えるものとする。ただし、週20時間以上の勤務を要することとする。

- ① 雇用する保育補助者が以下のアまたはイのいずれかに該当する者であること。
 - ア 子育て支援員研修などの一定の研修を修了した者
 - イ 勤務開始後に子育て支援員研修などの一定の研修を受講予定の者
- ② 貸付申請時において、保育補助者を配置することにより、具体的にどのように保育士の勤務環境が改善されるかについての計画を県社協会長に提出すること。
- ③ 上記②の計画に基づき、保育士の勤務環境改善を行うこと。
- ④ 第3（2）②アに該当する場合は、保育士試験の受験科目が残り2科目以内である保育補助者や既に1年間以上指定保育士養成施設に通っている保育補助者を雇用していること。
- ⑤ 対象となる補助者は貸付を受ける期間中に保育士資格を取得する予定であること。
- ⑥ 他の補助金等により、対象となる保育補助者の人件費の支給を受けていないこと。

(貸付期間及び貸付額)

第4 保育補助者雇上費の貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

(1) 貸付期間

貸付期間は、保育補助者が貸付けを受けた施設等に勤務する期間とする。

ただし、当該施設等に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。

なお、貸付を受ける期間中に保育補助者が保育士資格を取得したときは、保育士登録が完了した日の属する月の月末で貸付は終了するものとする。

(2) 貸付額

貸付額は年額2,953,000円以内とする。ただし貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設等において、貸付により2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年間2,215,000円以内を加算し、貸付額を年額5,168,000円以内とすることができるものとする。

なお、貸付に当たっては、第3(1)②及び③「の貸付対象については、子ども・子育て支援法第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除き、第3(1)④の貸付対象については、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除くこととする。

(貸付方法及び利子)

第5 保育補助者雇上費貸付は、県社協会長と第3による貸付対象者との契約により貸付けるものとする。

2 保育補助者雇上費貸付利子は、無利子とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が正当な理由がなく保育補助者雇上費を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収するものとする。

(貸付の申請)

第6 申請者は、次の書類を別に定める期日までに県社協会長に提出するものとする。

- (1) 保育補助者雇上費貸付申請書（様式1）
- (2) 貸付要件該当確認書（様式2）
- (3) 法人登記事項証明書等
- (4) 住民票抄本（保育補助者、連帯保証人）
- (5) 保育補助者の要件を証する書類（研修修了証書等）
- (6) 必要経費支出内訳書（様式3）
- (7) その他県社協会長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第7 申請者は連帯保証人を立てるものとし、貸付対象者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人でなければならない。連帯保証人は借受人と連帯して貸付けた保育補助者雇上費貸付金の返還の債務を負担するものとする。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、債務を連帯保証できない状況にある場合は、債務を連帯して補償できる者を立てるものとする。

(審査及び決定)

第8 県社協会長は、申請者から提出のあった書類をもって審査し、貸付の可否を決定するものとする。

2 県社協会長は、前項による審査の結果を保育補助者雇上費貸付（承認・不承認）決定通知書（様式4）により、貸付申請者に通知するものとする。

(貸付に係る契約等)

第 9 前第 8 により保育補助者雇上費貸付の決定通知を受けた申請者は、決定通知のあった日から起算して 14 日以内に、次の書類を県社協会長に提出するものとする。

- (1) 保育補助者雇上費貸付金借用証書 (様式 5)
- (2) 保育補助者雇上費貸付送金口座 (申込・変更) 申請書 (様式 6)
- (3) 送金口座通帳の写し
- (4) 個人情報の取扱に関する同意書 (様式 7) ※保育補助者及び連帯保証人のみ
- (5) 印鑑登録証明書 (発行より 3 ヶ月以内)
- (6) その他県社協会長が必要と認める書類

2 前項による期間内に書類の提出がない場合は、保育補助者雇上費の貸付を辞退したものとみなす。

(補助者雇上費の交付)

第 10 県社協会長は、第 9 により書類の提出があったときは、当該貸付決定に係る保育補助者雇上費貸付金を交付するものとする。

2 保育補助者雇上費貸付金の交付は年 2 回分割とし、申請者より申出のあった口座に振込により送金するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第 11 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除するものとする。

- (1) 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難であるとき。
- (2) 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるときであつて、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難であるとき。
- (3) 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難であるとき。
- (4) 虚偽その他不正な方法により保育補助者雇上費の貸付を受けたことが明らかになつたとき。
- (5) その他、保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 県社協会長は、保育補助者雇上費の貸付を受けた保育補助者が疾病その他の理由により休職した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで貸付けを行わないものとする。

(返還債務の当然免除)

第 12 県社協会長は、保育補助者雇上費の貸付けを受けた者が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付の返還の債務を免除するものとする。

- 1 保育補助者雇上費の貸付けを受けた施設等において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後 1 年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき。
- 2 前項に規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

(返還債務の履行猶予)

第 13 県社協会長は、貸付を受けた施設等において、保育補助者が第 12 の返還免除対象業務に従事しているとき、または災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は、当該事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還債務の履行を猶予することができるものとする。

(返還猶予の申請等)

第 14 借受人は、第 13 に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。

(1) 保育補助者雇上費返還猶予申請書 (様式 8)

(2) その他やむを得ない事由の場合は、その事由が確認できる書類

2 県社協会長は、前項による猶予の申請があったときは、審査のうえ保育補助者雇上費返還猶予申請結果通知書 (様式 9) により、その結果を申請者に通知するものとする。

(返還債務の裁量免除)

第 15 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた保育補助者雇上費 (既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた保育補助者雇上費を返還することができなくなったときは、返還債務の額 (既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部。

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。

(3) 保育補助者が貸付を受けた施設等において 1 年以上、第 12 の返還免除対象業務に従事したときは、返還の債務の額の一部。

(4) 裁量免除の額は、福島県内の施設等において、第 12 の返還免除対象業務に従事した月数を、保育補助雇上費の貸付を受けた月数の 3 分の 4 に相当する月数 (この月数が 24 に満たない場合は 24 とする) で除して得た数値 (この数値が 1 を超えるときは、1 とする) を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(返還債務の免除の申請等)

第 16 借受人は、第 12 及び第 15 に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。

(1) 返還債務の当然免除

① 保育補助者雇上費返還当然免除申請書 (様式 10)

② 保育士証の写し

③ 1 年後の資格取得が見込まれる場合は、それを証明する書類

④ 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため申請する場合は、その事実を証明する書類 (死亡診断書の写し又は医師の診断書等)

(2) 返還債務の裁量免除

① 保育補助者雇上費返還裁量免除申請書 (様式 11)

② 保育補助者雇上費指定業務従事届 (様式 12)

③ 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため申請する場合は、その事実を証明する書類 (死亡診断書の写し又は医師の診断書等)

- 2 県社協会長は、前項による免除の申請があったときは、審査のうえ、保育補助者雇上費返還免除申請結果通知書（様式 13）により、その結果を借受人に通知するものとする。

（勤務期間の計算）

第 17 保育補助者雇上費の返還猶予及び返還免除期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

（返 還）

第 18 借受人が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、貸付を受けた保育補助者雇上費を一括又は月賦による均等払（端数が生じる場合は初回の返還金に上乘せする。）により返還しなければならない。

- (1) 保育補助者雇上費貸付の契約が解除されたとき。
- (2) 県内において第 9 の返還免除対象業務に従事しなかった（保育補助者雇上費の場合は貸付けを受けた施設等で保育補助者を従事させなかった）とき。
- (3) 貸付けを受けた施設等において返還免除対象業務に従事する保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 前項に規定する月賦による返還ができる場合は、返還免除対象業務に従事した場合であって、前項の当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、第 14 による返還債務の履行が猶予された期間と、返還免除対象業務を合算した期間とする。ただし、5 年を上限とする。

3 前 1 項のほか、虚偽その他不正な方法により保育補助者雇上費の貸付の申請及び貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた保育補助者雇上費を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。

4 借受人は、前 1 項に該当するに至ったときは、その事由が生じた日から 1 4 日以内に保育補助者雇上費返還計画届出書（様式 14）を県社協会長に提出しなければならない。

5 県社協会長は、前 4 項の返還届に基づき、保育補助者雇上費返還通知書（様式 15）により当該借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

（延滞利子）

第 19 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく貸付けた保育補助者雇上費を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

2 前項による延滞利子は、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

3 前項に規定する延滞利子の計算は、年 365 日として計算するものとする。

(届出義務)

第 20 借受人は、貸付けた保育補助者雇上費の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われる期間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を直ちに県社協会長に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は連帯保証人が住所、氏名を変更したとき。(様式 16)
- (2) 保育補助者を変更するとき、又は保育補助者の氏名を変更するとき。(様式 17)
- (3) 保育補助者が保育士資格を取得したとき。
- (4) 資金の貸付を辞退するとき。(様式 18)
- (5) 保育補助者が退職したとき。(様式 19)
- (7) 保育補助者が休職、復職、停職したとき。(様式 20)
- (8) 保育補助者が貸付を受けた施設等において保育の補助等に従事しなくなり、かつ新たな保育補助者を雇わなかったとき。

(その他)

第 21 県社協会長は、第 20 に定める書類のほか、必要があるときは、借受人に対し、保育補助者雇上費貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 2 月 17 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以降に貸付要件に該当することとなった者から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。